

令和元年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和元年10月7日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時26分

場所 第6委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

萩原一寿副委員長

関根信明委員、小川真一郎委員、新井一徳委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、杉田茂実委員、石川忠義委員、木村勇夫委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、植松光夫環境科学国際センター総長、安藤宏環境部副部長、田中淑子環境部副部長、村上正吾環境科学国際センター研究所長、佐藤卓史環境政策課長、松井明彦温暖化対策課長、石塚智弘エネルギー環境課長、堀口郁子大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、山井毅産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、島田厚みどり自然課長、山下弘晃環境科学国際センター事務局長、嶋田知英環境科学国際センター研究企画室長兼環境部副参事、松本利恵環境科学国際センター研究推進室長

[農林部関係]

牧千瑞農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、山岸典夫生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第93号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第5号	埼玉県日高市大字高麗本郷地内山林に計画されているメガソーラー発電開発計画の中止を求める請願	採択
議請第6号	埼玉県食品ロス削減推進計画を早期に定めることを求める請願	採択

所管事務調査

1 農林部関係

強化堤防の森づくりについて

2 環境部関係 光化学スモッグ対策について

報告事項（環境部関係）
環境科学国際センターの取組について

その他

- ・第93号議案について附帯決議を付することを決した。

【付託議案に対する質疑】

石川委員

- 1 今後の発生への備えとあるが、殺処分、発生等は具体的に何頭分を想定しているのか。
- 2 損失相当額を最大でどれくらいを見込んでいるか。
- 3 感染予防について浸潤状況を実施すると共に捕獲活動を支援するとあるが、具体的にはどのようなものか。
- 4 バイオセキュリティの関係だが、飼養衛生管理基準の専門家・家畜防疫員について人員数は足りているのか。
- 5 普及啓発・消費拡大対策について、リーフレットの作成や県産豚肉フェアの具体的なスケジュールを説明してほしい。

畜産安全課長

- 1 1件当たり1億円程度を想定している。内訳は、防疫服など作業者の装備などに3,000万円、重機作業委託で2,700万円、消毒ポイントの設置で1,700万円、作業者の旅費で300万円、集合場所や発生農場で使う消耗品で2,300万円である。
- 2 1,000頭規模で豚を殺処分したときの手当金として、4,000万程度を見込んでいる。また、発生への備えとしては1,000頭規模8戸を想定している。出荷制限による損失補てんの根拠は、8戸発生した場合、周辺農場として分布図から37戸が影響を受けるとして試算したものである。
- 3 イノシシの浸潤状況調査については、発生地域の半径10キロメートルを捕獲強化し検査するため、川越家畜保健衛生所に専用のイノシシの検査機器の整備や輸送用トラックを整備する。これまで、抗体検査のみ実施していたが、これに加え遺伝子検査を行い、摘発を強化していく。
- 4 本年度の家畜防疫員は59名いるが、それに加え、家畜防疫の専門家として飼養衛生管理基準に精通した県OB5名程度を予定している。

農業ビジネス支援課長

- 5 まずは被害拡散防止や風評被害防止にしっかりと取り組んでいきたい。補正予算を認めていただいたらすぐに、10月中にはリーフレットの配布、ホームページでの情報発信を開始したい。また、フェアについては、2月ごろから約1か月かけて開催していきたい。

石川委員

- 1 今後の発生への備えについては、何頭分を予定しているのか。
- 2 リーフレット等の効果的な配布対象や、フェアの具体的な開催内容について伺いたい。

畜産安全課長

- 1 1,000頭規模を8戸分で予定している。

農業ビジネス支援課長

- 2 リーフレットの配布先については、これから具体的に関係機関と調整を行っていくが、

まずは、拡散防止対策について、山に入った登山者等の靴の裏に泥がついて拡散する可能性があるため、登山者に対し、登山口やその周辺施設について拡散防止チラシの掲示や配布するなどして周知を行っていききたい。また、山に作業で入る林業者、狩猟者、工事関係者などにも周知を図っていく。かなり広範囲に周知が必要になるため、関係部局や市町村と連携しながら進めていききたい。風評被害防止チラシの配布に当たっても、消費者に豚コレラについての正しい知識を周知していく必要があるため、市町村、食に係る事業者と連携して配布したい。また、農協、量販店、直売所、包括連携協定を結んでいる銀行などと連携して進めていききたい。フェアについては、2月ごろ県内外の飲食店で県産豚肉のメニューを提供するフェアを実施したい。消費者に県産豚肉を食べてもらう機会の創設と、飲食店が引き続き県産豚肉を使っただけ機会を創出することを目的としている。フェアの実施はより多くの人に知ってもらう必要があるため、グルメサイトやSNS、広報紙の活用などにより広く周知していききたい。

守屋委員

- 1 感染予防やまん延予防について、養豚農家は早期のワクチン接種を要望しているが、まだ対応できていないのはなぜか。
- 2 ワクチン接種に当たっては、養豚農家の負担はどのようになっているか。
- 3 イノシシ対策として防護柵の設置徹底が必要であるが、どのような対策があるか。また、養豚農家の負担はどうか。
- 4 飼養衛生管理基準が向上しているが、更なる向上のため指導する技術者の対策など、どのようなものがあるか。
- 5 風評被害について、現時点でも地域ではすでに声が出てきている。リーフレットを早急に作るとのことだが、それ以前にも具体的にやることはあるのではないかと。徹底して豚コレラは人間には害がないということ、いち早く周知してほしい。

畜産安全課長

- 1 ワクチン接種については、国が豚コレラに関する防疫指針の改定作業に入っており、新たにワクチン接種について改定されてから、県の計画を策定していく。
- 2 国から情報提供がないことから、現時点では判断できない。
- 3 防護柵については、県内の養豚農家全戸を対象に国1/2、県1/4の補助をつけて推進していく。
- 4 補正予算として、イノシシの防護柵導入支援、県の巡回指導による消毒の徹底、消毒機器の増設や車両消毒ゲートの導入支援に係る費用を計上し、更なる強化に努めていく。また、県の職員が家畜防疫員として指導しているが、OBの活用も検討していく。

農業ビジネス支援課長

- 5 風評被害対策については、至急実施する必要がある。このため、拡散防止や風評被害対策については、県のホームページで情報発信するなど、できることから実施している。また、彩の国だよりの11月号に「地産地消月間」の特集があるが、そこでも豚コレラについての情報を広く周知していく。今後、関係部局と連携しながら、できることは速やかに実施したい。

木村委員

今後の発生への備え対策に人件費は入っているのか。

畜産安全課長

今回の防疫作業においては、家畜保健衛生所職員52人に加え、9月13日から19日の7日間で、延べ1,245人、うち県職員1,237人、市職員8人を動員したが、人件費は算定に入っていない。補正予算とは別枠である。

岩崎委員

今後の発生への備えとして、1戸当たり1億円で8戸を見込んでいるようだが、既に防疫作業を終えた秩父地域の2件について、具体的な費用はいくらかったのか。答弁できなければ委員会に資料を提出してほしい。

畜産安全課長

ただいま精査中である。

委員長

では、後ほど資料の提出をお願いします。

新井委員

今後の備えとして8億円8農家を想定しているようだが、先週も感染した野性イノシシが見つかっている。野生イノシシは1日で150キロメートル移動するとも言われている。県内には80戸を超える養豚農家がある。想定8農家以内に収まればよいが、更なる被害の拡大に対してどのように考えているか。

畜産安全課長

引き続き、農場のモニタリング体制の強化や衛生管理強化の支援など、発生予防まん延防止対策に取り組んでいる。発生時の防疫措置に支障を来さないよう、万全を期していく。

食品安全局長

岐阜県では昨年の9月9日に発生して12月25日までに6件の発生が立て続けにあった。そのような事例を勘案すると、委員御指摘のとおり、秩父地域だけではなく、西部地域にも山間部があるという状況や飼料会社や他者の出入り等を勘案して、どこの場所とは決めているわけではないが8か所を想定している。

新井委員

8か所以上で発生した場合は、迅速な対応をお願いしたい（意見）。

関根委員

- 1 秩父のイノシシで豚コレラウイルスの感染が3頭出た。野生イノシシ対策をきちんとやらないと、豚コレラが発生していく。どのように対策を行っていくのか。
- 2 出荷制限に伴う損失補てん等に9,200万円を計上しているが、積算はどのようにしているのか。民間の保険などもあるのか。
- 3 風評被害対策について、金額が足りないのではないかと。もっとしっかりお金をかけて、風評被害を少なくすべきではないのか。補正を組んだばかりなので、これで実行に移すということは理解しているが、これだけ大きい問題なので、消費拡大、風評被害対策を

今後もっとしていきべきではないか。

農業支援課長

- 1 野生イノシシの捕獲を強化し、密度を減らし、ウイルスのまん延を抑えていきたい。養豚農家で豚コレラが発生した次の週に、秩父の鳥獣被害防止協議会と打ち合わせを行い、捕獲強化をお願いした。その2日後の20日から捕獲に取り組んでいただいた。9月20日から本日までの17日間で、34頭から豚コレラウイルス感染を確認するための検体を採材している。捕獲を強化するというので、例年の1.5倍の頭数をとるようにお願いをしている。

畜産安全課長

- 2 出荷制限による損失補てんとして、1,000頭規模の養豚農家で250万円程度と見込んでいる。また、保険制度として家畜防疫互助基金支援事業がある。養豚農家と国が基金を積み立て、経営を再開する場合は、そこから交付金が支払われる制度である。掛け金は肥育豚1頭当たり120円で交付額が1万円となっている。

農業ビジネス支援課長

- 3 今回の補正では、約10万枚のチラシを配る予定である。また、県産豚肉応援フェアを1か月間実施することにより、県産豚肉の消費拡大につながる情報発信を行う予定である。さらに、当初予算を活用し、11月14日県民の日の「県庁オープンデー」において県産豚肉の試食PRを行ったり、11月16日、17日の「食と農林業ドリームフェスタ」において周知を図っていく予定である。また、市町村の農業祭等においても、PRを行いたい。

関根委員

- 1 イノシシの捕獲頭数はどのくらいか。
- 2 イノシシを捕獲して陽性反応がたくさん出た場合、どのような対策をとるのか。イノシシを捕獲して減らすだけでいいのか。
- 3 出荷制限に係る損失補てん額9,200万円の積算はどのようになっているのか。

農業支援課長

- 1 9月下旬から年度末までに546頭を捕獲することとしている。これは、平成29年度の捕獲実績の1.5倍である。

畜産安全課長

- 2 群馬県でも10月4日に野生イノシシの陽性事例が確認されていることから、今後の検査結果も踏まえ、国と相談して経口ワクチンの緊急散布も検討していきたい。なお、野性イノシシの経口ワクチン散布は国主導で事業化されていることから、今後事業対象地域に含まれた場合には、地元市町村等と連携して効果的なワクチン散布をしていきたい。
- 3 8戸発生した場合の周辺の出荷制限を受ける農家は37戸であると見込んでおり、1戸当たり250万円程度の損失額であるので9,200万円となる。

杉田委員

- 1 小規模の農家が廃業にならないよう、きめ細かい対応が必要と考えるが数字に反映されているか。もしなければ、方針を示してほしい。
- 2 経営支援に関して、現状のそれぞれの経営者に対して借入残高があると思うが、返済のリスケジュール等のカバーはできているのか。

畜産安全課長

- 1 83戸の養豚農家が県内にはあるが防護柵の導入事業などは全ての養豚農家を対象としているので、しっかりと対応していく。

食品安全局長

- 1 各農家に寄り添って相談に乗り、石灰散布機や防鳥ネット、死体の保管庫などを購入する際に、県で1/4上乗せした助成制度を設定している。

農業支援課長

- 2 現在、既存の制度資金について、猶予等の相談は受けていない。農業近代化資金など、過去大雪の時に償還猶予を行ったところである。今後相談があれば、適切に対応していく。

【付託議案に対する討論】

なし

【付託議案に対する附帯決議を求める動議についての説明】

新井委員

「令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)」では、豚コレラ緊急対策に係る予算として、総額で10億6,444万2千円が計上されている。本補正予算では、「発生農家等への経営支援」や「感染予防・まん延防止対策」、「普及啓発・消費拡大」、「今後の発生への備え」に所要の経費が内訳として積算されている。しかしながら、豚コレラは、豚コレラウイルスにより感染し、強い伝染力と高い致死率を有しているが、感染・発症に至るルートは未だ解明されておらず、更なる拡大を食い止めるため予断を許さない状況が続いている。今後の発生に向けては万全かつ迅速な対応ができるような備えが必要である。ついては、今後、不測の事態が生じた際には、国や市町村など関係機関とも連携しながら、県内の畜産農家へ継続的に支援し、風評被害等につながらないように流通業者、飲食業者、消費者等に対して、適切かつ迅速な対応を講じること。

【付託議案に対する附帯決議に対する質疑】

なし

【付託議案に対する附帯決議に対する討論】

石川委員

豚コレラ緊急対策に向けた万全の備えを求める附帯決議に賛成討論する。県は豚コレラ発生後、速やかに対策を行ってきた。ただ今の審査の中でも、県が補正予算でしっかり対策をとることを確認した。本附帯決議はさらに不幸にして不測の事態が生じた場合への県の迅速な対応を求めるもののため賛成をする。

【請願に係る意見（議請第5号）】

小川委員

採択すべきとの立場から、意見申し上げる。全国的にメガソーラー発電建設に伴い、土砂災害の発生や、自然や景観を損ねるといったことが問題となっている。これまで太陽光発電事業は、国の環境影響評価法の対象外であったが、環境影響が著しい大規模な太陽光発電事業は、令和2年4月から対象になることとなった。県内各地でも建設に伴い問題が懸念される場所があるが、今回のメガソーラー発電建設が計画されている日高市大字高麗本郷地内山林の事業は、建設規模も大きく、土砂災害の危険や高麗川の汚染などが懸念される。また、本年8月に日高市議会では、太陽光発電の大規模施設の建設を規制する条例を制定するなど、メガソーラー発電建設への抑制の機運が高まっている。こうした動向や県内の他の地域への影響も踏まえて、今回の建設計画については、中止に向けた対応を行うべきである。よって、本請願は採択すべきである。

【請願に係る意見（議請第6号）】

関根委員

採択すべきとの立場から、意見申し上げる。食品ロスの削減の推進に関する法律が、令和元年5月31日に公布され、同年10月1日に施行された。法律では、国・地方公共団体・事業者の責務や消費者の役割などを定めるとともに、基本的施策では、食品ロスの削減のため、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等や食品関連事業者等の取組に対する支援を求めている。また、都道府県・市町村に対しては、今年度中に策定予定の国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定を努力義務化している。請願で主張している商慣習ルール「3分の1ルール」は、従来から問題視されており、食品ロスの課題がなかなか解決に向かわない大きな障壁となっている。本県は、首都圏に位置する大消費地であり、消費者に対しても積極的な取組が欠かせないため、いち早く率先して食品ロス削減推進計画を策定し、商慣習の改善に向けた事業者への働き掛けや消費者への啓発など食品ロス削減に取り組むべきと考える。よって、本請願は採択すべきである。

【所管事務に関する質問（強化堤防の森づくりについて）】

新井委員

この事業は、利根川とか江戸川の強化堤防の斜面を森林化する事業と聞いているが、この事業を始めた経緯は何か。

森づくり課長

強化堤防は国土交通省が利根川、江戸川で進めているものだが、斜面を有効活用することで始まった。

委員長

この際、申し上げます。

ただ今から、本委員会に5名の傍聴者が入室するので、報告する。

新井委員

堤防に木を植えることは制限がかかると思うが、国から許可があったのか。また、国とどういう話し合いの結果、この事業ができたのか。

森づくり課長

この事業は県土整備部が主体となっており、県土整備部と国との話し合いで決まった。しかし、強化堤防は既存の堤防に更に土を被せるので、直接堤防本体に影響はないということであった。木を植えることにより堤防に雑草が生えないなど、維持管理の面でも有効である。

新井委員

昨日、現地を見に行ったところ、植栽された木の所にも草があった。県土整備部と国の話なので森づくり課は知らないという縦割りの弊害を非常に感じる。平成20年度時の報道資料を読むと延長約70キロメートル、法面約340ヘクタールに最大68万本を植栽と記載されているが、10年でどれだけ進んでいるのかというと、750メートルで当初と比べると1.07%、法面340ヘクタールに対しては2.6ヘクタールで0.76%、68万本に対しては現在3075本で0.45%ということだが、事業が全く進捗しなかった原因は何か。

森づくり課長

木を植えることは非常に土の状態に左右される。江戸川については、盛土が非常に硬いため、水はけが悪い状況である。利根川については、盛土をした土が落ち着くまで、木を植えてほしくないと国から要望があった。

小島委員

平成22年にカスリーン公園の横に県議会議員が木を植えたが、その場所には木が一本もない。堤防は粘土質の土を固めて堤防の役割を100%発揮するために築造しているわけである。そのようなことを勘案していないのか。

森づくり課長

その土地については、この事業の対象ではない。カスリーン公園から下流側に500メートル程離れた所から植えている。堤防の土は、土の質の良し悪しやばらつきがあったのも事実である。今育っているところは、かなり条件のいい所で、高さ3メートルから5メートル程度の木が育っている状況である。

新井委員

斜面の土質がどうであるとか、事前の調査はあったのか。

森づくり課長

この事業は、国には土地の提供、県は技術指導、地元のボランティアの活用と市町村を

含めて進めていくものである。4者が協力して行うということで、事前調査は行ってないが、木を植えた後の維持管理をしっかりと行っていくことを決めた。

新井委員

維持管理については、ロータリークラブとか地元の大学とかで行っていただいている。費用について、どのくらい毎年予算をつけているのか。

森づくり課長

木を植えるに当たっては、全てボランティアをお願いしているわけではなく、苗木は県が購入する。また、場合によっては木を植えるための穴掘りの費用も県が負担している。しかし、木を植えた後の毎年の維持管理は、ボランティアにお願いし、技術的に慣れていないなどの場合は県が指導を行っている。今年度の予算は約500万円計上している。これは植えた木が枯れた場合、補植するための費用などである。ボランティアに対しては、活動に対し助成制度があり、5年間ではあるが、必要があれば10万円から20万円助成している。

新井委員

500万円の内訳を教えてほしい。

森づくり課長

先ほど今年度の予算は500万円と言ったが、416万5千円に訂正する。需用費について、苗木代等で206万円、その他現地の造成代費用の助成で140万円程度、残りは事務的経費となっている。

新井委員

部長に伺いたい。事業については、一度立ち止まって見直す必要があると思うが、部の考えをお聞きしたい。もう一点は、県土整備部とか他部がやっているから分かりませんか、縦割りの弊害を感じるが、どう打破していくつもりなのか。

農林部長

県民参加の森づくりについては、気運の醸成など、気持ちを高めていくという効果がある。関係市町の意見をしっかりと聞いて、ついて来て頂けるボランティアの存在があるか確認の上、また、堤防の状態で悪い所も把握しているので、それらを総合的に勘案した上で、できる所をしっかりとやっていくという視点で望んで行く。2点目については、縦割りだと言われないように、県の中で政策を進めるにあたって連携を進めていきたい。

新井委員

速やかに関わっている方の意見を聞いて、その意見を尊重する形でこの事業について改めてゼロからよく見直していただきたい(意見)

【所管事務に関する質問(光化学スモッグ対策について)】

小島委員

光化学スモッグ注意報が埼玉県では多く、外で働く人たちから「なぜ減らないのか」と

よく聞かれる。今年も光化学スモッグ注意報が9日発令された。光化学スモッグ対策についてはどのような取組をしているのか。

大気環境課長

原因物質に係る大気汚染防止法・県条例により濃度規制や構造基準、また、自動車への規制による対策を実施している。

小島委員

平成22年には健康被害が出ており、現在に至るまで発生日数が減っていない。これ以上の対策は打ちようがないのか。

大気環境課長

今年度は本日までに光化学スモッグ注意報を9日発令している。引き続き、窒素酸化物と揮発性有機化合物をバランスよく削減していく必要がある。

小島委員

揮発性有機化合物については立入指導しているが、窒素酸化物については削減への取組がなされていないのではないのか。

大気環境課長

窒素酸化物を排出する施設としては、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設が県内に7,149施設ある。昨年度は1,279施設へ立入検査を実施しており、文書指導を4件、その他口頭指導を行った。

小島委員

県は昭和59年に基準値を定めている。県の窒素酸化物指導基準である180ppmを超過したものについて指導したということか。

大気環境課長

文書指導のうち1件は行政検査にて基準を超過したもの、薬剤の投入不足によるものとなっており、既に改善済となっている。

小島委員

配布された資料においても、窒素酸化物濃度が低いものが多く、県内の市町等は焼却炉に係る窒素酸化物の自主基準を50ppm以下としている。公的施設なら市町同様、率先して50ppm以下にするなどの指針を出すことはできないのか。

大気環境課長

光化学スモッグの対策として、窒素酸化物の排出削減は必要である。一方、環境基準が設定されている二酸化窒素は、平成19年度以降継続して全ての測定局で基準を達成している。どの程度窒素酸化物の排出を削減すれば光化学スモッグの発生が効果的に抑制されるか明らかではないため、規制を強化することは困難である。しかし、県施設での対策は重要であり、更新時の配慮について庁内の会議での依頼を予定している。また、庁内の個別機関について、施設更新時の環境への配慮について申し入れを行った。

小島委員

公共施設の施設更新時においては、少なくとも前のものより良いものとするべきではないのか。

大気環境課長

県の施設更新時において、環境へ配慮したものとするように調整していく。